

(地域密着型通所介護を除く)

## 地域密着型サービス事業所の所在地等変更について

### ◎事業所の所在地等の変更 留意事項 (地域密着型通所介護を除く)

○地域密着型通所介護を除く地域密着型サービスについては、日常生活圏域における定員総数の平準化と設備基準を満たす施設を整備する必要から、**地域密着型サービス指定候補事業者公募の対象**としています。

#### ～地域密着型サービス指定候補事業者公募への応募～

○施設・設備の老朽化による建替え、賃貸借契約期限到来に伴う移転等、所在地等の変更を伴う場合は、事前に**地域密着型サービス指定候補事業者公募へ応募**し、審査・選考を経て、**指定候補事業者に選定**される必要があります。

○公募期間は限られていますので、計画的にご対応ください。

### 対象となる地域密着型サービスの種類

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- 夜間対応型訪問介護
- (介護予防)認知症対応型通所介護
- (介護予防)認知症対応型共同生活介護
- 小規模多機能型居宅介護
- 看護小規模多機能型居宅介護
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 地域密着型特定施設入居者生活介護

変更の内容	日常生活圏域	公募選定
移転 (指定は継続: 現利用者が継続して利用・入居)	変更あり/なし	要
移転 (新規で指定=通常 of 公募対象)	変更あり/なし	要
仮移転: 現在地から一時的に移転し、建替え・改修完了後、現在地に戻る (指定は継続)	仮移転先: 変更あり/なし 完了後: <u>変更なし</u>	不要

### [・地域密着型サービスの公募について](#)

お問い合わせ先

江戸川区福祉部介護保険課指導係

電話 03-5662-0892